

# 定年引上げ等奨励金制度一部改正

平成24年4月1日から高齢者雇用に関する助成金である「定年引上げ等奨励金」の取り扱いが一部変更されました。

## ①定年引上げ等奨励金の種類

改定前	改定後
・中小企業定年引上げ等奨励金 ・高齢者職域拡大等助成金 ・高齢者雇用確保充実奨励金 ・	・中小企業定年引上げ等奨励金（一部見直し） ・高齢者職域拡大等助成金（一部見直し） ・一（廃止） ・高齢者労働移動受入企業助成金（新設）

## ②中小企業定年引上げ等奨励金の見直し

■支給要件・支給額が見直された（    が改正箇所）

＜支給対象事業主＞

次のいずれかの措置を講じている中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主）

- ①65歳以上への定年の引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
- ④希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入

＜支給額＞

	企業規模（人）		
	1～9	10～99	100～300
(a) 定年の引上げ（65歳以上70歳未満）	40万	60万	80万
(b) 定年の引上げ（70歳以上）、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	<u>40万</u>	<u>80万</u>	<u>120万</u>
(c) <u>希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入</u>	20万	<u>40万</u>	<u>60万</u>

■その他、制度導入後の「6ヶ月経過」の要件の廃止等の改正が行われた

## ③高齢者労働移動受入企業助成金（新設）

定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、雇入れ1人につき70万円（短時間労働者40万円）を支給する助成金が創設されました。

※平成24年4月6日以降に対象者を雇い入れた場合に限りです

助成金の詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください

## Pick Up パワハラ

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」においては、職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワハラ」は「パワハラ」(パワハラ)について昨年7月から議論されてきましたが、このたび、問題の予防・解決に向けた提言を取りまとめ、発表されました。

**積極的な取り組みが必要**  
職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワハラ」は、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為であり、早急に予防や解決に取り組むことが必要課題です。企業は、これらの発生による「職場の生産性の低下」や「人材の流出」と

いった損失を防ぐとともに、労働者の仕事に対する意欲を向上させ、職場の活力を増すために、この問題に積極的に取り組むことが求められます。

### 取組み

企業や労働組合は、職場のパワハラ概念・行為類型やワーキング・グループ報告が示した取組例を参考に取組んでいくとともに、組織の取組みが形だけのものになら

ないよう、職場の一人ひとりに、それぞれの立場から取り組むことを求めることが必要です。

### トップマネジメントへの期待

職場のパワハラは組織の活力を削ぐものであることを意識し、こうした問題を生じない組織文化を育てていくことを求めることが必要です。そのためには自らが模範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組みを

行う必要があります。自らがパワハラをしないことはもちろん、部下にもさせないように職場を管理し、職場で起こってしまった場合はその解決に取り組む必要があります。

### 上司への期待

一人ひとりへの期待 互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合い、

互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うように努力することが必要です。また、パワハラを受けた人を孤立させず声を掛け合うなど、互いに支え合うことを求めることも必要です



# 最新情報 国民年金法等の改正案の方向



政府は、昨年暮れに社会保障・税一体改革関係5閣僚による会合を開き、社会保障・税一体改革の素案をとりまとめました。改革の方向として、子ども・子育て支援の強化や、多様な働き方を支える社会保障制度などを挙げ、財源については、消費税率を2014年4月より8%、2015年10月より10%へ段階的に引き上げることなどを盛り込んでいます。消費税の引き上げという痛手を伴う改革がどのようなものなのか？その改革の方向性を確認しておきましょう。

率を2014年4月より8%、2015年10月より10%へ段階的に引き上げることなどを盛り込んでいます。消費税の引き上げという痛手を伴う改革がどのようなものなのか？その改革の方向性を確認しておきましょう。

## 【概要】

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

## 【主要項目】

- ①年金制度の最低保障機能の強化を図り、あわせて、年金給付の重点化・効率化を図るため、受給資格期間の短縮(25年→10年を検討)、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う  
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行〕
- ②基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める  
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕
- ③平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項を定める  
〔公布日から施行〕
- ④短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う  
〔平成28年4月から施行〕
- ⑤厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う  
〔2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行〕
- ⑥遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う  
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕

※①～③、⑥については、税制抜本改革により得られる税金(消費税込)を充てることになっています。それに対して、④と⑤は、消費税アップが実現しなくても、改正される可能性があります

## うつ病の客観的な診断

発症率は6〜7%

日本人が「うつ病」を患う確率は6〜7%と言われており、欧米諸国と比較すると多くはないようですが、一般内科において「気分が滅入る」「眠れない」と訴えて、うつ病と診断されるケースは

増えているようです。

うつ病は診断が難しく、精神科でも確定的な診断を行うまでに時間がかかりますが、客観的にうつ病を診断できるように「光トポグラフィ検査」というものが開発されています。

## 光トポグラフィ検査

この検査は、近赤外光(身体には無害)を使用して脳の活動状況を調べるもので、頭に近赤外光を当て、反射してくる光から脳血流の変化を読み取り、脳の活動状態を数値化します。

セツトを着け、最初の10秒は「あ、い、う、え、お」を繰り返して、次の10〜70秒間では、同じ頭文字で始まる言葉を声に出して言い続けます。

このときに「あ、で始める言葉は…」と脳を使う際の血流の変化がポイントであり、血流量がどう変化するかをグラフ化するそうです。

## 先進医療に指定

この検査は11年5月に厚生労働省の「先進医療」に指定され、大学病院などでは保険診療と組み合わせで検査を行う「混合診療」が可能となりました。

問合せが殺到して予約すらできない状況が続いているようですが、病院・

クリニックでの診断名に疑問をお持ちの方は、一度検査を受けてみるのも良いかもしれません。



## 感謝状をいただきました

平成24年4月1日に開園した社会福祉法人若宮福祉会 東青葉保育園様の開園記念式典にて感謝状と記念品を頂きました。



開園に向けた準備をお手伝いしたことを評価して頂き、これを励みに益々精力的にご協力していきたいと思っております。

また、東青葉保育園は木の香りに包まれた建物、笑顔がとっても素敵で優しい職員さんばかりです。これから益々のご発展をお祈りしております。

(担当：池田)

# 最近の労働関係の裁判例から

## メーカーによる雇止め

自動車メーカーが行った雇止めや派遣切りは無効であるとして、工場で働いていた元期間従業員（4人）と元派遣社員（3人）が雇用継続の確認を求めていましたが、東京地裁はこれらの請求を棄却しました。ただし、元期間従業員がカットされた未払い賃金（1人約58万、63万円）の支払いは命じました。

自動車メーカーでは、契約打ちりに応じなかった期間従業員に「契約期

間終了までの休業」と「約4割の賃金カット」を08年12月に言い渡して翌年4月で雇止めとし、派遣社員は派遣元から08年12月に解雇されています。

裁判長は「不況に伴う雇止め・派遣切りは合理的である」と判断しました。

## 銀行におけるパワハラ

パワハラ被害により退職せざるを得なくなったとして、50代の社員が銀行と上司に対して損害賠償（約四十九万円）を求めていましたが、岡山地裁は社員の精神的苦痛を認め、慰謝料など百十万円を支払いを命じました。

07年3月頃、仕事上でミスをした社員に対して「辞めてしまえー」などと当時の上司が強い言動で叱責するなどし、この社員は09年に辞表を提出

して退職しました。裁判官は「上司の叱責は病気療養から復帰直後の社員にとって精神的に厳しく、パワハラに該当する」と認定しました。



## 過労による教諭の死亡

高校教諭の男性が修学旅行の引率からの帰宅途中に急性心筋梗塞を発症して死亡したのは過労が原因であるにもかかわらず、公務災害と認定されなかったとして、遺族である妻が「地方公務員災害補償基金」に対して不認定処分取消しを求めていましたが、東京地裁は公務と死亡との因果関係を認め、上記処分を取り消しました。

裁判長は、死亡するまでの1週間の間の労働時



## カード研修実施報告 (持ち味ビジネスマナー)

日時：5月14日(月) 9:30～16:00

5月15日(火) 9:30～16:00

参加者：社会福祉法人若宮福祉会 職員 約30名

持ち味カードを使った研修では、職員さん一人ひとりが持っている持ち味をカードの中から選んでもらいグループ内で発表してもらいました。また、同じグループ内のメンバーから見たその人の持ち味も伝えてもらいました。カードを使うことによってその人の持ち味を表現するのも伝えるのも簡単にできているようでした。上司部下関係なくお互いにそのひとの持ち味を認め合うことで職員さん同士がさらに強い“絆”で結ばれたように感じられました。

次にビジネスマナーカードを使った研修では、この施設の職員として重要なビジネスマナーをカードの中から10項目選んでもらい、その項目について自己評価・他者評価もしてもらいました。カードの中にイエローカードが入っているので、それを活用してゲーム感覚でチェックしていくので、上司部下関係なく言い合えて非常に盛り上がりました。その中で、「ほんとにこれは正しいビジネスマナー？」という声が、ベテランの職員さんからもでて、みんなで調べたりする場面もありました。

普段日々の業務に追われ仕事をしていく中で、一緒に働く職員さん同士が持ち味やビジネスマナーについて話し合うというのはおそらく初めてだっただろうと思います。普段なかなか気にしないことなど、いろんな話がグループ内で議論になるなど、持ち味・ビジネスマナー研修を通じて様々な気づきがあったようです。今後、業務にも職員同士の関係にも少しずつ、その気づきを生かしていただけたら幸いです。



※6月9・16日には東青葉保育園にて同じカード研修を実施いたします。研修の様子は7月号にてご報告いたします。

(担当：池田)

## お仕事カレンダー

6/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

6/30

- 5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 児童手当現況届の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付（第1期）
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告
- 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告

# ライフプラン相談室を設置しませんか

## 募集中

～ 職場に福利厚生として「相談室」を設けませんか？～

職員は多くの不安や悩みを抱えています

- ・教育資金の準備が不安
- ・住宅ローンの支払いが不安
- ・老後の生活資金が不安



- ・労働意欲低下
- ・衛生環境悪化
- ・仕事上のミス



生産性の低下



ライフプラン相談室では、職員の不安や悩みを専門のライフプランアドバイザーが丁寧に相談に応じます！

教育資金のこと、住宅ローンのこと、老後の資金計画などを一緒に考えサポートします

- 1 職員の不安を早期に察知することができます
- 2 不安を解決することで、安心して仕事に専念できるようになります
- 3 夢を持てることで仕事に対する意欲が高まります

夢は人生に情熱を与え、仕事への活力を生みだします

※ 詳しい内容につきましては  
当社（宮川）までご連絡ください

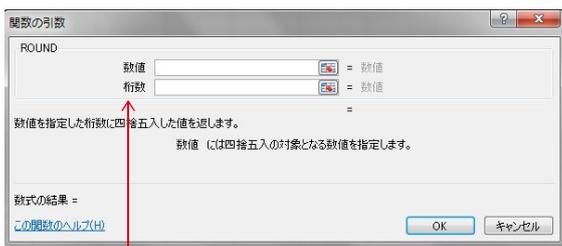
096-211-6055



### One Point 五捨六入で計算する (ROUND 関数)

保険料など五捨六入で計算することがありますが、Excelで五捨六入を計算する関数はありません。そこで、四捨五入のROUND関数を利用して五捨六入を求める方法をご紹介します。

#### ROUND 関数 (四捨五入)



数値：四捨五入の対象となるセル、  
もしくは計算式を指定  
桁数：四捨五入した結果、表示する桁数を指定

百の位	十の位	一の位	少数第1位	少数第2位
-2	-1	0	1	2

例) セルB3の値を小数点以下第1位で五捨六入し、整数表示にする

	A	B	C	D
1				
2				
3		245.53		結果 245.00
4		73.62		74.00
5				

元の数値から先に「0.1」を差し引いてから四捨五入することで、結果的に五捨六入になります。

=ROUND (B3 - 0.1, 0)

※ 小数点第1位まで表示させたい場合は「0.01」を元の数値より差し引いてください

#### 水無月



6月を水無月といますが、雨がたくさん降る時季なのに「水の無い月」って変だと思われませんか。いろいろな解釈はありますが、その1つが「水無月」の「無」は「の」にあたる連体助詞で、水無月は「水の月」ということになります。田植えが済み、田に水を張る必要があることから水の月が水無月と呼ばれるようになりました。



**BrainStar**

株式会社ブレインスター

代表 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府 1-14-12 1F

TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065

URL : <http://brainstar.jp>